

# ふるさと納税協会 ニュースレター

第4号

2022年11月30日発行

編集・発行：一般社団法人ふるさと納税協会  
住所：東京都千代田区平河町一丁目6番4号  
E-mail：info@furusatonouzei.or.jp

## 特別寄稿

# ふるさと納税制度の現状と課題 —事業者の皆様に期待すること—

総務省自治税務局市町村税課長 植田 昌也

ふるさと納税は、平成20年度に制度が開始し、令和元年6月からはいわゆる指定制度の下で、各地方団体に適正な運用に取り組んでいただいている。制度の開始から15年目を迎え、直近の令和3年度には寄附金の受入額が8,302億円に達しました。確定申告書の自動入力やワンストップ特例申請のオンライン化など利便性向上に向けた事業者の皆様の取組もあり、今年度も昨年度を上回るペースでふるさと納税が行われているところです。ふるさと納税が国民の皆様に広く活用されることは、寄附者と寄附先の地域との交流拡大や地域経済の活性化にもつながります。総務省としても引き続き、関係者のご理解・ご協力をいただきながら、ふるさと納税の適正な運用に取り組んで参ります。

他方、令和4年には2件の指定取消し事案が生じたほか、返礼品の代わりに現金がもらえるサービスを行おうとした事業者が現れるなど、制度の趣旨から外れた動きも見られました。こうした事案が統けば、ふるさと納税制度そのものに対する厳しい意見につながりかねないと危惧しています。

制度の適正な運用に当たっては、各地方団体の協力はもとより、ポータルサイト運営事業者を始めとした関連事業者の皆様のご協力が不可欠です。今回はこの場をお借りして、昨今の状況を踏まえ、ふるさと納税協会の皆様に特にご留意いただきたい点についてお伝えします。

先般、本年10月1日から始まる指定期間について、指定申出があった地方団体に対し大臣指定を行いました。その審査における各地方団体とのやりとりの中では、各指定基準についての理解が不十分と言わざるを得ない団体が少なからずありました。また、こうした理解の差を埋め、関係者間の認識の共通化を図るために、総務省としても引き続き基準の明確化などに取り組む必要があることを改めて感じたところです。

各指定基準に係る留意事項については、これまでQ&A等でお示してきましたが、令和4年9月22日付け地方団体宛て通知において、特に留意が必要と思われる次の事項について注意喚起を行いました。

## 1. 指定期間を通じた指定基準への適合について

ふるさと納税に係る指定制度下においては、申出時点のみならず、指定を受けている期間を通じて、指定基準に適合する必要があるため、各地方団体は、自団体が提供する返礼品等（指定期間の開始後に新たに提供を開始しようとするものを含む。）が指定基準に適合していること等を常に確認し、基準適合性に疑義が生じた場合には、速やかに総務省への照会を行うなど、適切に御対応ください。

## 2. 寄附金募集のための宣伝広告や情報提供の方法について

告示第2条第1号ハにおいて返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないことが、同号ニにおいて適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないことがそれぞれ求められていますが、ウェブサイト上のバナー広告や各地方団体又はポータルサイト運営事業者から個人に送付されるEメール等に、特定の地方団体の返礼品等のみの情報が掲載されている事例や、ポータルサイト等において、返礼品等の量等が過度に強調されている事例など募集適正基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

各地方団体におかれでは、改めて指定基準及びQ&Aを参照の上、宣伝広告や情報提供の方法について基準適合性を確認し、節度を持った対応を行うとともに、それらの一部又は全部を外部事業者に委託している場合も同様にその内容の確認をお願いします。

## 3. 経費総額5割以下基準について

告示第2条第2号において、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であることが求められていますが、一部の地方団体から、寄附金の募集に要する費用の合計額が寄附金受領額の合計額の百分の五十を上回っていたとの報告がありました。今後、こうした事案については、同号に定める基準に適合しないものとして指定が困難となるおそれがあります。各地方団体におかれでは、改めて当該基準を遵守するようお願いします。

## 4. 返礼割合3割以下基準について

返礼品等の調達に要する費用については、法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号において、「都道府県等が個別の…返礼品等の調達に要する費用の額…が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること」と規定されており、個別の返礼品等ごとにこれを満たす必要があります。

返礼品等を提供する地方団体は、その理由如何にかかわらず当該基準を満たすことが必要であり、物価上昇に伴う調達費用の変動が理由であってもこの例外とはならず、指定の取消し事由となります。このため、各地方団体におかれでは、返礼品等の調達費用の変動に応じて、返礼品等の数量の調整や必要寄附金額の変更等の措置を講ずる必要があることから適切に御対応ください。

## 5. 地場産品基準のうち3号基準について

近年、区域外産の肉を区域内で保存等した「熟成肉」や、区域外産の米を区域内で精米・ブレンドした「無洗米」、区域外製の家具や電気製品等について区域内で抗菌加工や検品等の仕上げ工程のみを行ったものを告示第5条第3号に該当するものとして提供し、地場産品基準への適合性に疑義が生じている事例が見られます。

これらについては、今後、同号への該当の適否に係る線引き等を検討した上で、告示やQ&Aの改正を行うことを検討することとしていますので、各地方団体におかれでは、このような品目を返礼品等に用いることを見合わせることも含め、地場産品基準を設けている趣旨を踏まえた適切な対応をお願いします。

上記については、当然のことながら、それぞれの地方団体が確認・遵守すべき内容です。しかしながら、各地方団体のふるさと納税の募集等においては、事業者の皆様が果たす役割も大きいものと承知しており、協会会員各位におかれても、趣旨をご理解の上、地方団体への助言を行っていただくなど、制度の適正な運用につながるようご協力いただきますようお願いいたします。

このほか、ポータルサイトの運営事業者の中には、寄附者に対するポイント等のインセンティブ付与を行う事業者もあると承知していますが、これについて、国会でも、寄附者を獲得するための還元競争が行われているとの指摘がなされています。

募集適正基準においては、寄附者による自主的な選択を阻害するような取組を行わないよう規定しており、ポータルサイトを運営する民間事業者においても制度趣旨を踏まえた対応を行っていただくことが必要です。総務省としては、現時点において、貴協会における独自のガイドライン策定を含め、各事業者の適正な制度運営に向けた取組を注視していきたいと考えています。

しかしながら、事業者がポイント等の費用を負担していたとしても、その原資として地方団体の負担が含まれていることも否定できず、返礼割合3割以下基準や経費総額5割以下基準を設けている趣旨に反するものと捉えられかねない状況が今後も続いた場合、法令上の対応を含め、何らかの対応を検討せざるを得ないこともあります。

ふるさと納税制度の適正な運用に当たっては、各地方団体の協力はもとより、ポータルサイト運営事業者を始めとした関連事業者の皆様のご協力が不可欠です。引き続き、事業者の皆様におかれでは、ふるさと納税の制度趣旨や法令のルールを十分に踏まえていただき、適正な運用に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いします。

ふるさと納税の健全な発展と地域経済の活性化のためにも、ふるさと納税協会が果たしていただく役割を期待しています。

## ■ ふるさと納税協会理事会にて 「ふるさと納税制度の適正な運用に関する申し合わせ」を決議

2022年11月24日開催の一般社団法人ふるさと納税協会理事会にて、「ふるさと納税制度の適正な運用に関する申し合わせ」を決議しました。

申し合わせの内容は以下の2点です。

1. 令和4年9月22日付総務省市町村税課長通知（総税市第88号）記載の事項に留意し、地方団体と共同して節度を持つ運用を行う
2. 総務省から指摘を受けているポイント等インセンティブのあり方については、ふるさと納税協会内に委員会を設け、検討を進める

## ■ 自治体国際化協会主催の 「海外自治体幹部交流協力セミナー2022」において講演を行いました

2023年1月より韓国において、我が国のふるさと納税制度を参考にした「故郷愛寄付金制度」が導入されるのを前に、研修のため来日した韓国自治体職員に対し、ふるさと納税協会川村代表理事、青木代表理事、楽天北原氏が講演を行いました。韓国自治体職員の皆さんとの日本の制度運用に対する関心は高く、活発な質疑がありました。



# 一般社団法人ふるさと納税協会の概要

## Ⅰ目的

本協会は、会員が運営するふるさと納税関連事業を通じて、ふるさと納税の振興及び制度に対する正しい理解の拡大・浸透・普及に努め、ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に貢献することを目的とする

## Ⅱ業務

- (1) 会員がふるさと納税関連事業を行うにあたり遵守すべき事項を定めたガイドラインの制定、運用、遵守状況の調査及び遵守するための助言
- (2) ふるさと納税の振興事業及びふるさと納税制度に対する正しい理解を促すための啓発活動
- (3) ふるさと納税の健全な発展及び地域経済の活性化に資する政策提言、関係機関に対する意見・要望の提案
- (4) ふるさと納税制度の健全な発展や地域経済の活性化に関する各種調査・研究及びレポート作成並びに公開、勉強会の開催
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## Ⅲ会員種別

正会員(入会金・年会費、各100万円)、準会員(同10万円)、賛助会員(同1万円)

ふるさと納税関連事業を運営する法人(地方公共団体を含む)は、理事会の承認を得て入会することができます

## Ⅳ役員体制

顧問	菅 義偉 前内閣総理大臣
代表理事	川村 憲一(トラストバンク)
代表理事	青木 大介(さとふる)
代表理事	田村 裕二(楽天グループ)
副代表理事	加藤 秀樹(アイモバイル)
専務理事	上野 雄介(トラストバンク)
理事	中尾 裕也(シフトプラス)
理事	山田 健介(レッドホースコーポレーション)
監事	永井 大介(JTB)

## Ⅴ会員名簿 (2022年11月25日現在、計34社)

### 【正会員】8社

株式会社トラストバンク  
株式会社さとふる  
楽天グループ株式会社  
株式会社アイモバイル  
シフトプラス株式会社  
レッドホースコーポレーション株式会社  
株式会社 JTB  
東日本旅客鉄道株式会社

### 【準会員】21社

株式会社サイバーレコード  
株式会社シフトセブンコンサルティング  
株式会社 MLJ  
株式会社エッグ  
株式会社フューチャーリンクネットワーク  
au コマース＆ライフ株式会社  
LR 株式会社  
株式会社 Souplesse  
東急株式会社  
株式会社新朝プレス  
株式会社エヌツー

全日本空輸株式会社

カメイ株式会社

株式会社 JALUX

株式会社ラクセスイノベーション

有限会社久松

株式会社クレディセゾン

未来創造株式会社

株式会社オールアバウトライフマーケティング

株式会社フロムゼロ

株式会社パンクチュアル

### 【賛助会員】5社

結デザイン有限会社  
株式会社三越伊勢丹  
デュプロ株式会社  
株式会社ふるさと本舗  
理想科学工業株式会社

## 入会のご案内

入会は随時受け付けております

お問い合わせは [info@furusatonouzei.or.jp](mailto:info@furusatonouzei.or.jp) まで

